

入 札 公 告

下記のとおり入札に付します。

記

1 入札に付する事項

- (1) 件名 : 政府備蓄米（うるち精米）の加工原材料用販売
- (2) 対象米穀及び使用用途 : 別紙１の「販売対象米穀一覧表」による。
- (3) 最小応札単位 : １トン
- (4) 入札方法 : 入札は、消費税及び地方消費税相当額を含まない、包装代込みの１トン当たり単価及び数量（精米トン）にて行うものとし、落札者は７により決定する。
- (5) 引取期限 : 令和８年１２月末日（ただし、同日が引渡場所となっている倉庫業者の休日に当たるときは、その前営業日とする。）

2 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成２１年５月２９日付け２１総食第１１３号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）に基づく、加工原材料用米の買受資格を有していること。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）事業用物品競争契約指名停止等措置要領（平成２３年９月１日付け２３生産第４３１４号生産局長通知）に基づく、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 基本要領に基づく、資格の停止を受けている期間中でないこと。

3 入札関係書類の交付の場所、掲載ウェブサイト、期間及び時間

- (1) 東京都港区東新橋２-３-１７
丸紅食料株式会社 食品農産部 農産課
掲載ウェブサイト
<https://www.marubeni-foods.co.jp/news/>
農林水産省農産局のウェブサイト（入札・定例販売情報）
https://www.maff.go.jp/j/seisan/notice/seifumai_teirei_1.html
- (2) 期間：令和８年１０月７日（水）から令和８年１０月１３日（火）まで
（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項各号に掲げる行政機関の休日を除く）
- (3) 時間：１０時から１７時まで（令和８年１０月７日（水）は１６時から）

4 政府所有米麦情報管理システムの利用

本案件は、政府所有米麦情報管理システムで行う。なお、政府所有米麦情報管理

システムにおける電子入札運用基準（平成20年4月1日付け19総食第2065号総合食料局長通知。）第2の2の（1）のアからエまでに掲げる事由により政府所有米麦情報管理システムによることができない場合等は、紙によることができる。

5 入札書等の提出及び入札執行

- (1) 提出場所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
農林水産省農産局農産政策部貿易業務課契約第1班

- (2) 入札書等受付締切日時

ア 政府所有米麦情報管理システムを利用する場合

令和8年10月14日（水）13時00分

イ 紙による見積合せの場合

（ア）郵送による場合：令和8年10月13日（火）17時00分必着

（イ）持参する場合：令和8年10月14日（水）13時00分

- (3) 紙による提出方法

「政府備蓄米（うるち精米）の加工原材料用販売入札書（10月14日実施分）（別紙2）」を封かんの上、封筒の表に朱書きで「政府所有備蓄用精米の加工原材料用販売入札書（10月14日実施分在中）」と記入し、(2)に定める締切日時までに(1)の提出場所に提出するものとする。

なお、郵送の場合は書留等、配達記録が確実に残る方法により送付するとともに、送付した事実について「別添送付票」に必要事項を記入の上、提出場所宛てにFAX（03-6744-1391）により送信するものとする。

- (4) 入札執行日

令和8年10月14日（月）13時00分

6 入札の無効又は取消し

- (1) 本公告に示した入札資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 販売入札書は、代表者名等が記載されたものとし、入札数量にトン未満の端数を付した入札並びに入札価格に円未満の端数を付した入札は、無効とする。
- (3) 同一の受託事業体の在庫地に対し、入札者が2通り以上の意思表示をした際は、当該申込を無効とする。
- (4) 入札公告後において、品質上の理由等により、入札に付された対象米穀が正品でない可能性があることを確認したときは、1の(2)の対象米穀からの取消し又は当該米穀に対する入札を取り消すことがある。

7 落札者の決定方法

次の方法により落札者として決定する。

- (1) 買受希望者から提出のあった入札書において、予定価格以上の入札書を提示した者のうち、高価の者から入札対象数量に達するまでの者を落札予定者とする。
- (2) 同価の入札書を提出した者が2者以上の場合は、入札書に記載された買受申込数量の多い者から、順次、落札予定者とする。ただし、同価かつ同数量の入札書の場合には、販売予定数量を落札予定者数で按分するものとする。
- (3) 最後の順位の落札予定者の買受申込数量が先順位の買受申込数量と合計して入札

対象数量を超える場合は、その超える数量を控除した数量を販売数量とする。

8 契約書の作成

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

9 落札情報の公開

当該入札に係る落札者の名称等及び落札数量について、農林水産省のホームページに掲載することにより公開する場合がある。

10 現品の引渡方法

- (1) 引渡前にカビ確認作業（メッシュチェック及びカビ毒検査）を実施した後、落札者に現品を引渡すこととする。
- (2) カビ確認作業においてカビ状異物が発見された米穀については、引渡しを行わないこととする。
- (3) カビ確認作業を行うことから、落札者は原則として引渡希望日の概ね3週間前までに受託事業体担当者へ引渡希望日を連絡すること。
- (4) 引渡は1トンプレコンとし、1トンに満たない場合は買受予定者と協議の上決定する。

ただし、カビ確認作業等により引渡数量に増減が生じる場合がある。

注）農林水産省は、政府所有米穀の安全性を確保するため、販売直前にカビの混入がないか確認するとともに、カビ毒に関しては、試料を採取し、食品衛生法上等問題がないことを確認しています。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/boeki/beibaku_anzen/kabikabi_doku_kensa_survei_llance.html

11 その他

- (1) 落札者が契約を締結しないときは、基本要領に基づき資格を停止する場合がある。
- (2) 本公告に記載なき事項は、入札説明書による。
- (3) サンプルの販売は行わないこととするが、10月8日（木）～10月9日（金）の間で、現品の保管状況等が確認できるものとする。

なお、確認に当たっては、事前に受託事業体担当者へ対応可能な時間等を照会すること。

令和8年10月7日

所在地：東京都港区東新橋2-3-17

受託事業体名：丸紅食料株式会社

食品農産部農産課

担当： 山本、北寺

電話： 070-4024-1203/070-4024-1204

入 札 説 明 書

この入札説明書は、政府備蓄米（うるち精米）の加工原材料用販売に係る入札に参加しようとする者に、入札を行うため必要な事項について説明するものである。

1 入札参加者の心得等

- (1) 入札参加者は、この入札説明書（別紙を含む。）及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）を熟知の上、入札しなければならないものとし、入札後これらの内容についての不知、不明等を理由とした異議を申し立てることはできないものとする。
- (2) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をする場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札書の記載

- (1) 入札書は、別紙2（政府所有米麦情報管理システムによる場合を除く）によるものとし、数字は算用数字により鮮明かつ明確に記載の上、指定期日までに提出するものとする。
- (2) 代理人による入札の場合は、入札書に参加者本人の氏名、名称等の表示とともに代理人であることの表示及び代理人の氏名等を記載するものとする。
- (3) 入札書は、販売対象米穀一覧表に掲げる受託事業体ごとに申込を行うこととする。
。なお、入札者は、消費税及び地方消費税相当額を含まない1トン当たり包装込みの単価を記載するものとし、販売代金の支払いに当たっては入札単価に数量を乗じた価格に消費税相当額を加算した金額を支払うものとする。
- (4) 入札書の訂正箇所には、訂正印を押印すること。（ただし、価格を訂正した場合は無効とする。）
- (5) 提出済みの入札書の引換え、変更又は取消しはできない。

3 落札結果の通知

- (1) 政府所有米麦情報管理システムによる場合
落札結果は、入札参加者に対し、政府所有米麦情報管理システムにより、原則として翌日（ただし、翌日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に該当する場合は、これに次ぐ最初の開庁日とする。）までに通知する。
- (2) 紙による場合
落札結果は、入札参加者に対し、原則として翌日（ただし、翌日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に該当する場合は、これに次ぐ最初の開庁日とする。）までに連絡を行う。
- (3) 入札の決定が遅れる等により、翌日までに落札の連絡ができない場合は、別途連

絡する。

4 再度入札及び随意契約

初度の入札において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札（以下「再度入札」という。）を実施する場合がある。その場合、販売対象米穀ごとに初度の入札の参加者に対し、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課からその旨を連絡するものとする。

また、初度の入札又は再度入札の落札状況によっては、随意契約を実施する場合がある。その場合、初度の入札の参加者に対し、販売対象米穀ごとの売渡数量について、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課から連絡するものとする。

5 再度公告入札

再度入札及び随意契約によってもなお、成約しない米穀があった場合は、別途新たな入札を実施する場合がある。

6 引渡数量

引渡数量は、落札数量の近似値とすることがある。

7 入札に関する問い合わせ先

所在地：東京都港区東新橋2-3-17

受託事業体名：丸紅食料株式会社

食品農産部農産課

担当： 山本、北寺

電話： 070-4024-1203/070-4024-1204

販売対象米穀一覧表

1. 販売対象米穀

(単位：トン (kg))

整理 番号	精米加工年月	産年	種類	産地	銘柄	引渡場所	販売 数量	受託事業者 (委託契約年度)
0815	令和6年2月	5	水稻うるち精米	長野県	コシヒカリ	株式会社上組 新潟支店蓮潟 (新潟県北蒲原郡聖籠町)	34 (34,400.00)	丸紅食料 (5年度契約)
0828	令和7年5月～ 11月	6	水稻うるち精米	新潟県	ゆきん子舞	株式会社上組 横浜支店南本牧 (神奈川県横浜市中区)	1 (274.80)	丸紅食料 (6年度契約)

注1 使用用途は、次のア～キに掲げるものとする。

ア 酒類用（焼酎用、泡盛用（沖縄県下の買受資格者に販売する場合に限る。）リキュール類用、スピリッツ用、みりん用、ビール用、雑酒用又は純粹酵母用）

イ 調味料用（味噌用、食酢用、醤油用、こうじ（清酒用こうじは除く。）用、たれ調味料用、もろみ（清酒用もろみは除く。）用又は香辛料用）

ウ 菓子用（米菓用又は和菓子用）

エ 米穀粉用（上新粉やみじん粉等の米穀粉用、乳児穀粉用、玄米粉用又はビーフン粉用）

オ 加工品用（甘酒用、玄米茶用、漬物もろみ用、朝食シリアル用、乳児食用、ライススターチ用、味米用、いり玄米スープ用及び水産練製品用）

カ 小麦粉混入製品用（米穀粉入りめん用又は及び米穀粉入りフライ用）

キ その他農産局長が必要と認める用途^(※)

(※) 清酒用、加工米飯用（肉又は魚、甲殻類、軟体動物その他の水棲動物の混入割合が3%以上（仕込時）である密封包装したレトルト米飯、冷凍米飯等であって、2ヶ月以上の保存に耐えられるもの）、ビタミン強化米用、アルファ化米又はアルファ化米を原料とする製品用、包装もち用又は米穀粉混入製品用

注2 買受者が用途限定米穀から発生する副産物を必要としない場合、廃棄又は用途外使用の承認申請が必要となるので注意すること。

注3 販売対象米穀の引渡は1トンフレコンとし、1トンに満たない場合は買受予定者と協議の上決定する。ただし、カビ確認作業等により引渡数量に増減が生じる場合がある。

2. 販売米穀の適正使用

販売米穀の引渡後にカビが発生することのないよう、以下の点に留意すること。

- (1) 引渡後は早期に使用すること。
- (2) 原料米穀の保管はカビが発生しないよう、温度及び湿度等適切な管理を行うこと。
- (3) 引渡後にカビ等の異物を発見した場合は、速やかに通報するとともに、当該米穀の使用を凍結すること。

【別紙 2】

年 月 日

政府備蓄米（うるち精米）の加工原材料用販売入札書（〇月〇日実施分）

丸紅食料株式会社 食品農産部農産課 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記により、入札します。

記

整理番号	精米 加工 年月	種 類	産地	銘 柄	買受 申込数量 (精米トン)	買受 申込価格 (1トン当たり)	在庫地 (引渡場所)

注：「買受申込価格」には、1トン当たりの単価（消費税抜き）を整数で記入する。